

令和 7 年 2 月 7 日

地方裁判所事務局総務課長 殿

地方裁判所事務局会計（出納）課長 殿

司法研修所事務局経理課長

分野別実務修習に参加するための旅費について（事務連絡）

第 78 期司法修習に係る分野別実務修習に参加するための旅費については、下記のとおりですので、よろしくお取り計らいください。

なお、導入修習に参加するための旅費については、司法研修所で支給します。

記

1 支給する旅費について

司法研修所から分野別実務修習のために配属された修習地（以下「配属修習地」という。）の地方裁判所（以下「実務修習庁」という。）までの旅行に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（以下「交通費」という。）を支給する（配属修習地が東京、立川、横浜、さいたま及び千葉の者を除く。）。

2 旅費支給庁

実務修習庁

3 旅費の支給について

交通費については、本事務連絡に定めるほか、国家公務員等の旅費に関する法律等に準じて支給する。

4 その他

旅費の支給方法等については、別添の「分野別実務修習に伴う招集旅費支給の留意点」のとおり。

(別添)

(7.2.7)

## 分野別実務修習に伴う招集旅費支給の留意点

## 1 招集旅費の支給について

- (1) 分野別実務修習参加のための旅費は、その性質上、招集旅費として扱う。
- (2) 旅行命令権者は、司法修習生が属する地方裁判所長とする。
- (3) 東京、立川、横浜、さいたま及び千葉の各庁（以下「東京近郊の裁判所」という。）以外に配属された司法修習生に対しては、導入修習終了後の司法研修所から実務修習庁までの旅費を支給する。

他方、東京近郊の裁判所に配属された司法修習生に対する、導入修習終了後の司法研修所から実務修習庁までの旅費については、通勤と同一視されるべき移動として支給しない。

この取扱いは、司法修習生が導入修習中に入寮していたか否かによって異なることはない。

## 2 招集旅費について

分野別実務修習参加のための旅費は、司法研修所から実務修習庁までの「最も経済的な通常の経路及び方法」による旅費を支給する。

ただし、司法研修所から東京近郊の裁判所までの旅行については、1の(3)のとおり支給しない。

また、司法修習生が導入修習終了後に転居等の準備のため採用内定時の住所又は居所に戻ったり実家へ帰省したりした場合であっても、旅費は司法研修所から実務修習庁までの「最も経済的な通常の経路及び方法」による旅費を支給する。

なお、この場合に私事旅行許可申請を提出させる必要はない。

## (1) ICカードの利用

「現金運賃」と「ICカード運賃」の2種類の運賃体系となっている鉄道等の交通機関については、本人の申告に従い、現に支払った運賃の金額を支給する。

## (2) 特急料金等を要する列車及び航空機を利用した旅費の支給

実際に負担した特急料金等（座席指定料金等）及び航空賃を支給する。ただし、実際に利用した航路等及び運賃の種類による旅行が「最も経済的な通常の経路及び方法」でない場合には、「最も経済的な通常の経路及び方法」により旅行した場合の金額を限度に旅費を支給する。

## (3) 航空機を使用した場合の書類の取扱い

分野別実務修習参加のための旅行における航空機を使用した場合の書類（領収書及び搭乗半券又は搭乗証明書）は、実務修習庁において徴取する。

なお、導入修習及び分野別実務修習参加のための領収書が一枚の場合は、司法修習生から司法研修所に対しては領収書の電子画像を、実務修習庁に対しては領収書の原本を提出させるので、実務修習庁から司法研修所に領収書を送付する必要はない。

また、一枚にまとまった領収書の電子画像による提出ができない司法修習生につい

ては、領収書原本を司法研修所に提出させ、電子画像化・保存した後、領収書原本を実務修習庁に送付する。

おって、一部の航空会社が運用を開始したオンラインチェックインでは、「ご搭乗案内」及び「保安検査証」が廃止されていることから、司法修習生が航空会社のオンラインチェックインを使用した場合には、①「搭乗証明書」（降機後に一部ウェブサイトや窓口での発行可。発行には「搭乗日」「便名」「予約番号」「搭乗者名」の情報が必要。）②搭乗券（モバイル搭乗券の画像を含む。）を提出させる。

### 3 旅行命令発令日及び旅行日について

#### (1) 発令日について

旅行命令は、各実務修習庁において旅行命令発令の準備が整い次第、適宜発令する。

#### (2) 旅行日について

旅行日は、分野別実務修習参加のための主たる旅行日（新幹線乗車日等）とする。

なお、航空機を利用した場合は、搭乗半券等に記載された搭乗日とする。

### 4 旅費法の改正について

分野別実務修習に伴う招集旅費については改正後の旅費法が適用されるところ、留意点として現時点で想定されている手続等を踏まえた記載としているが、取扱い等に変更が生じた場合には追って連絡することとする。